

2年間お疲れさまでした！

2年の闘いを終え結審を迎える

三重労働委員会第3回審問開催

7月27日三重県津市、三重県労働委員会において第三回の審問が行われました。

審問前段に、参加した組合員に山田委員長からこれまでの経過及び結審を迎えるにあたり決意が述べられました。その後、荻野書記長から会社の施設内での労働組合の活動を一切認めないという内容の会社の最終陳述書についての解説がなされました。また上田法対部長から、最終準備書面の説明がなされました。



山田委員長、会社の不当性を堂々と主張

14時30分から開始された審問において、山田委員長が最終の口答陳述を行いました。第三回の審問終了後、小屋敷副委員長から2年間の取り組みをふまえ、組織は強化され勝利を勝ち取ったとまとめの挨拶がありました。

山田委員長 口答陳述

- ・これまで不当労働行為を繰り返して来た会社、労働組合軽視する姿勢
- ・掲示物の一方的な撤去を繰り返す会社、裁判でも撤去は不当と判決が出ている
- ・掲示物設置許可基準の人数制限の不当性
- ・便宜供与は会社の専権事項（思い通りに行える事柄）より団結権が優先される
- ・団交の実施

以上、掲示板設置不許可は不当労働行為である。よって当委員会において救済命令がなされることを強く要請致します。